

関西電力株式会社
高浜発電所第3号機
使用前検査実施要領書

設 備 名 : 原子炉冷却系統設備
系 統 名 : 蒸気発生器

令和2年11月

原子力規制委員会

I 検査目的

本検査は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第49条第1項に基づき実施する原子力発電工作物の保安に関する命令（平成24年経済産業省令第69号）第17条の工事の工程において、原子炉冷却系統設備が、届出された工事計画に従い製作され、据付けされ、所定の性能を有しているものであることを確認するものである。

II 適用範囲

本検査は、電気事業法第49条第2項第1号に規定する事項について適合していることを確認するものである。

なお、電気事業法第49条第2項第2号に規定する事項については、同法第112条の3第3項により、原子力規制委員会が実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第43条の3の11第3項の規定に基づく使用前事業者検査についての確認をもって適合しているものとみなす。

III 検査場所

原子力規制委員会原子力規制庁

東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル

関西電力株式会社 高浜発電所第3号機

福井県大飯郡高浜町田ノ浦

IV 検査範囲

1. 検査対象設備及び範囲

検査対象施設及び範囲は、工事計画に記載された施設とする。

2. 工事計画認可・届出関係

届出番号 (届出年月日)
関原発第298号 (2020年9月7日)

V 検査方法

1 共通事項

(1) 使用前検査申請書の確認

① 検査前確認事項

- a 本検査に係る使用前検査申請書(変更申請を含む。)が準備されていることを確認する。使用前検査成績書の「2 検査申請」に申請番号(変更申請番号を含む。)を記載する。
- b 検査をする工事の工程及び期日が申請書どおりであることを確認する。
- c 工事計画の届出番号の記載が適切であることを確認する。

2 検査手順

原子炉等規制法第43条の3の11第3項の規定に基づく使用前事業者検査についての確認が終了していること及び電気事業法に基づき届出された工事計画の内容が原子炉等規制法に基づき届出された設計及び工事の計画の内容と同一であることを確認する。

VI 判定基準

工事が電気事業法に基づき届出された工事計画に従って行われたものであること。

関西電力株式会社
高浜発電所第3号機
使用前検査成績書

設備名 : 原子炉冷却系統設備
系統名 : 蒸気発生器

年 月

原子力規制委員会

使用前検査成績書

1. 発電所名 関西電力株式会社 高浜発電所第3号機
2. 検査申請 使用前検査申請番号
関原発第350号(2020年10月15日)
関原発第499号(2020年12月22日)
関原発第619号(2021年 3月 5日)
3. 検査期日 自 年 月 日
至 年 月 日
4. 検査場所 原子力規制委員会原子力規制庁
東京都港区六本木1-9-9 六本木ファーストビル
関西電力株式会社 高浜発電所第3号機
福井県大飯郡高浜町田ノ浦
5. 検査範囲 原子力設備
原子炉冷却系統設備
一次冷却材の循環設備
蒸気発生器
6. 検査結果 検査結果一覧表のとおり

検査結果一覧表

工事の工程	検査結果	電気工作物検査官
一 構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時		年 月 日
四 原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時		
五 工事の計画に係る全ての工事が完了した時		

7. 特記事項